

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条1項）

2 いじめの基本認識

- （1） いじめは、校内外を問わず全ての児童に関する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対にあってはならない。
- （2） いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されるべきではない行為であり、どの児童にも起こりうる行為である。
- （3） いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

3 いじめの未然防止のための取組

未然防止の基本は、全ての児童が安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加し活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードとし、全ての児童に自己有用感や集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係や支持的風土を教師と児童が作っていけるように進める。

- （1） 学校開きにおける出会わせ方の重視（年度始め）
- （2） わかる授業（全ての児童が参加できる授業づくり）（常時）
- （3） 学習規律や学習習慣の確立（常時）
- （4） 温かい心でつながる集団づくりと社会性の育成（朝の会、スリンプル、帰りの会、道徳や学活）
 - ① 帰りの会における「ほめ言葉シャワー」（年4巡程度行う）
 - ・ 毎日の日めくりカレンダーを各自1枚ずつ書く
 - ・ その日のカレンダーを描いた子どもが教室の前の教壇に出る
 - ・ 他の子どもがその子のよいところを発表する
 - ・ 発表は、自由起立で、シャワーのように行う
 - ・ 全員の発表が終わったら、前に出ていた子どもがお礼のスピーチを行う
 - ・ 最後に教師がコメントを述べる
 - ② 道徳、学活に位置づけたソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング
 - ③ 異学年の交流、縦割り班活動、行事を通した自己有用感の育成（年間への位置づけ）
- （5） 課題の児童についての共通理解と共通行動（子どもを見つめる会・随時）
 - ① 子どもの性格や特徴に合わせて効果的な注意をする
 - ・ その子どものプライドを傷つけない配慮
 - ・ 「君も気づいていると思うが・・・」と前置きし、いきなり叱責しないよう配慮
 - ・ 注意するとき、以前のことも引っ張りだして叱らないこと
 - ・ 注意した後のフォローは、子どもたちの感情の高まりを静め、冷静にどう行動すべきか考え、行動に移す意欲を起こさせる。その子のプライドを高める言葉も効果がある
 - ・ 注意することは謝らせる事ではなく、責任の取り方、今後の対応の仕方を確認するようにすること
- （6） 児童会活動における「心のきずなを深める月間」「人権週間」に向けた取組の実施
- （7） 保護者への啓発（PTA総会、懇談会、授業参観、面談等）

4 いじめの早期発見のための取組

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、その情報に基づき、迅速に対応することである。児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしない。

- (1) 定期的な生活アンケート（タマにゃんチェック、心のアンケート）による実態把握と教育相談の実施
- (2) 相談箱「心のポスト」の設置
- (3) 児童の観察と情報共有の徹底
- (4) 日記指導における実態把握と教育相談の実施
- (5) 「いじめのサイン発見チェックリスト（教師用）、（家庭用）」の活用（年3回）
- (6) 校内支援委員会との連携（年3回の情報共有と共通行動）
- (7) 相談窓口の周知（年3回）

5 いじめに対する校内組織

- (1) 子どもを見つめる会
月1回、子どもの現状について情報交換し、共通理解・共通行動をとる。
- (2) 問題行動対策委員会（心づくり部）
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、養護教諭、人権教育主任、生徒指導担当、情報集約担当者、低・中・高代表者（該当学年担任を含む）による「問題行動対策委員会（心づくり部）」を設置する。必要に応じて開き、事案によっては教育委員会、SC、SSWと連携する。
校内の情報集約担当者として、教頭を位置づける。

6 いじめに対する措置

いじめが認知される場面は様々である。アンケートから、児童・保護者から、児童や教職員が発見、また地域の方が校外で発見される場合などが考えられる。特に、教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合は、児童が遊びや悪ふざけと言おうとも制止して事情を聞くことが必要である。

- (1) 認知されたいじめに対して
 - ① 被害児童、加害児童へのいじめの内容と事実確認把握
 - ② 「問題行動対策委員会（心づくり部会）」において、いじめとして組織的に対応するかの判断
 - ③ 玉名市教育委員会への報告
 - ④ 「問題行動対策委員会」及び全職員での情報共有
 - ⑤ 被害児童の心のケア（保護者への報告や連絡など）
 - ⑥ 加害児童への指導（保護者への報告や連絡、助言など）
 - ⑦ 必要に応じた謝罪の場の設定、教育相談、市の教育相談員としてのカウンセリング
 - ⑧ 再発防止のための教育・指導、見守り、経過観察
- (2) いじめが「重大な事態」と判断された場合（いじめが児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、または犯罪行為として取り扱うべきものと認められる場合）
 - ① 玉名市教育委員会への報告
 - ② 教育委員会とその後の対応について協議する。その後のケアや指導について、連携をとっていく。
 - ③ 必要に応じて所轄警察署への相談または通報等、連携を図る。
 - ④ 「問題行動対策委員会（心づくり部会）」が事実関係を詳細に調査する。
 - ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ⑥ 「問題行動対策委員会（心づくり部会）」及び全職員で情報を共有する。
 - ⑦ 再発防止のための教育・指導、見守り、経過観察を実施する。
 - ⑧ 必要に応じてPTA・校区支援委員会（地域）へ説明する。
 - ⑨ 校区いじめ防止対策委員会（小中一貫教育）における説明、情報共有、共有行動をとる。

7 評価と改善（PDCAサイクルによるチェック）

- (1) 取組の成果
 - ① いじめの認知件数
 - ② 不登校、不登校傾向の児童数
 - ③ 学校評価のアンケートから（長期休業前、保護者・地域の学校評価）
 - ④ 本年度の取組を総合的に評価し、本年度の成果と課題を明らかにする。
- (2) 次年度への志向
今年度の成果と課題をもとに、次年度に向けて改善すべき取組や新たに行う取組などを洗い出し、「問題行動対策委員会（心づくり部会）」で検討する。